

公益社団法人北九州市獣医師会会議室使用規程

(趣 旨)

第1条 本規程は北九州市獣医師会（以下、「当会」とする。）会議室の使用について定める。

(貸出対象)

第2条 会議室は、当会会員または当会が適当と認めた団体等に対し、会議室を貸与するものである。

(使用申込)

第3条 会議室の使用希望者は、原則使用開始予定日の2週間前までに別紙申込書を当会会員または事務局を通し提出し、会長の許可を得なければならない。

使用許可を得た団体等には、事務局から予約受付完了の連絡を入れるものとする。

(使用条件)

第4条 当会会議室の使用目的は、会議・研修会・講演会等とする。

次の目的で使用すること、また他者へ転貸することはできない。

- (1) 思想宗教または反社会的活動目的。
- (2) 公序良俗に反する内容であると当会が判断した場合。

(使用時間等)

第5条 当会会議室の使用時間等は次のとおりとする。ただし、当会の役員等が参加する場合はこの限りではない。また、当会の会議、事業と重なった場合は、使用出来ないことがある。

平 日：9：00～17：00

(使用料金)

第6条 当会会議室の使用料金は、別紙（ご利用の皆様へ）のとおりとする。また、当日の駐車場利用は、無料とする。

(使用上の注意)

第7条 当会会議室の使用にあたり、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 館内の壁や扉に掲示物を貼ることは禁止とする。やむを得ない場合は、事務局に相談するものとする。
- (2) 無断で許可された場所以外に立ち入らない。館内はすべて禁煙とする。
- (3) 使用後は原状に復して返さなければならない。また、多量のゴミは持ち帰る。
- (4) 館内及び駐車場での盗難・紛失、または人身事故等については、当会では一切責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 使用者が施設・附属設備等を破損、または紛失した場合その損失を使用者が補償しなければならない。

(その他)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月8日から施行する。